

市民が掘り起こした検察審査会と最高裁事務総局の間 (小沢一郎検審起訴議決を“架空議決”と結論付けた“7つの根拠”)

「最高裁をただす市民の会」 志岐武彦・石川克子・黒藪哲哉

I 要旨

小沢一郎議員は、「政治資金規正法違反容疑」で東京第五検察審査会に申し立てられ、2010年9月14日2回目の「起訴相当」議決により強制起訴された。大捜査の末不起訴とされた「検察の判断」を、11人の市民が覆したことになる。

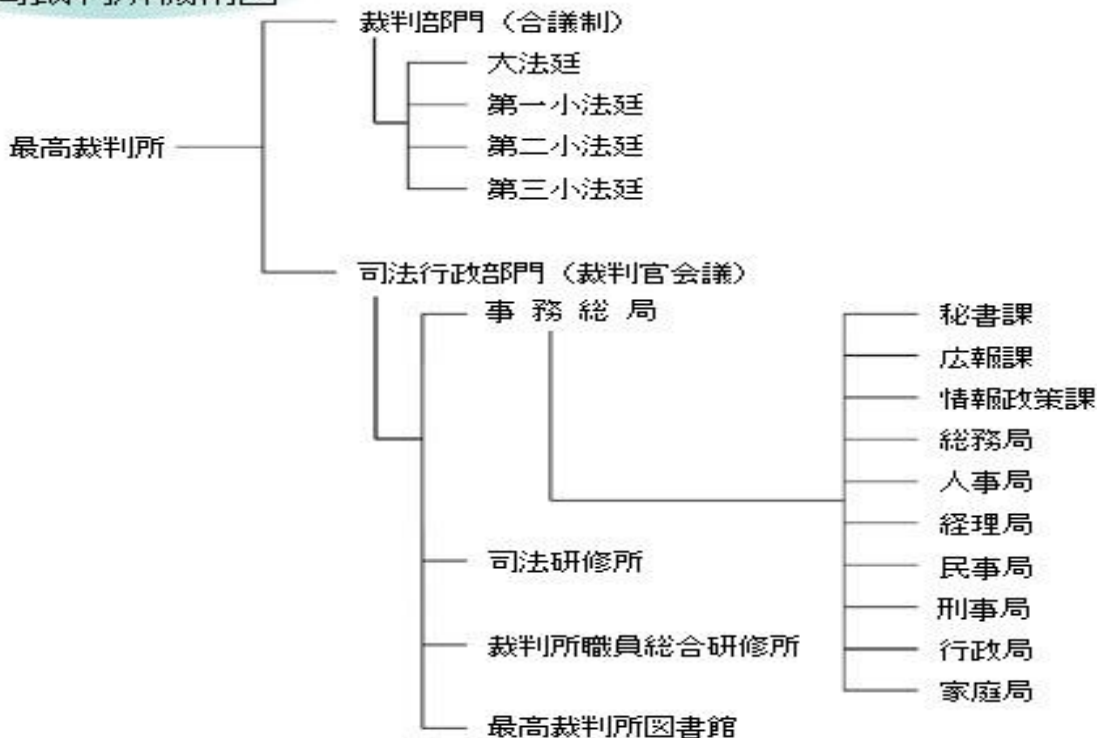
この検察審査会議決は疑惑が多く、「審査員は本当に存在したのか？」などとささやかれていた。私達市民は検審事務局及びそれを直轄する最高裁に何度も足を運び、また、検審事務局、最高裁、東京地裁、会計検査院、東京検察庁に情報公開請求を繰り返した。こうした現場での調査や資料分析等から、小沢検審起訴議決は“架空議決”であり、それを仕組んだのは司法を裏で牛耳る“最高裁事務総局”という組織だったと結論付けた。その根拠をお伝えする。

小沢事件審査と同時期に鳩山元首相母親偽装献金事件が東京第四検察審査会において審査された。この事件は明らかな政治資金規正法違反なのに、「不起訴相当」の議決がなされた。私達はこの第四検審の審査員旅費の支払状況を調べ、“ニセの旅費請求書”の存在を確認した。検審事務局が審査会議を開いた如く見せかけるためニセの請求書を作ったものと推察される。鳩山検審の議決も架空議決の可能性が高い。

最高裁事務総局が、傘下の検察審査会や東京地裁(審査員旅費支払業務を担当)に、“ニセの議決書”や“ニセの請求書”を作らせるなどして国民を騙したとすれば、これは国家の大犯罪である。

II 最高裁事務総局が人事やお金を握ることで司法全体をコントロールし、検察審査会も管轄下に置いている。

最高裁判所機構図



裁判部門 : 上告事件など最高裁判所に係属する事件を審理裁判しています。裁判部門には、15人全員の裁判官で構成される大法廷と、5人ずつの裁判官で構成される小法廷があります。

司法行政部門 : 最高裁判所には、規則制定権と司法行政権が与えられています。これらの権限は、最高裁判所の裁判官によって構成される最高裁判所裁判官会議の議決に基づいて行使されます。

この裁判官会議を補佐し、最高裁判所の庶務をつかさどる機関として、事務総局が設置されています。

(最高裁判所ホームページからの抜粋)

「絶望の裁判所」(瀬木比呂志著・講談社現代新書)や「司法官僚 裁判所の権力者たち」(新藤宗幸著・岩波新書)などの著作や私達の調査によると、実際の事務総局の権限と職務内容は前記ホームページの記述とまるで異なる。事務総局は、最高裁の規定・規則の策定、法律・政令の制定に関する法務省と調整、裁判官・調査官の人事(任命、人事異動、報酬の決定等)、裁判所の予算の決定などのさまざまな権限を持っている。この権限を利用し、最高裁判所及び下級裁判所の判決に影響を与えてきた。まさに司法を思うように牛耳る存在である。

検察審査会は三権に属さない「第4の権力」と言われているが、これも実体と違う。全国の検察審査会は最高裁事務総局の完全管理下にある。事務総局の各局・各課が検察審査会を管理している。例えば、人事局が検審事務局職員の人事を司る。経理局が検察審査会の実行計画や予算を決め、検査審査会で使う機材等の製作や発注を行う。刑事局が検察審査会の規則・規定を定め、通達などで業務指示を行う。刑事局には刑事一課検察審査会係という部署が存在する。広報課が検察審査会の広報を担当している。秘書課が検察審査会が行う情報公開業務を管掌している。所轄の地裁内に検察審査会事務局を置かせ、その地裁に検察審査会の経理事務を行わせている。

また、事務総局は「全国検察審査協会連合会」なる検察審査員経験者の集まりを作らせている。審査員経験者は延べ55万人といわれているが、連合会の現在会員は3万人という。そもそも、このような会は不要である。

Ⅲ 小沢検審起訴議決を“架空議決”と結論付けた根拠

1. 9月8日主要6紙が「議決10月末公算」と報道したのに、6日後の9月14日民主党代表選日に議決してしまった(議決を一か月半も早めた)。

2010年9月8日主要6紙が“小沢検審の状況”について一斉報道を行った(添付1)。報道の要旨は「審査補助員(審査を補助する弁護士)が決まった。これから審査が本格化し、10月末に議決される公算が大きい」であった。ところが、検審事務局は「(この報道のあった6日後の)9月14日(民主党代表選投票日)に起訴議決がなされた」と議決から20日も経った10月4日に発表した。

私達は「審査員旅費支払」に関する書類を情報公開請求により会計検査院から取り寄せ、検審事務局が審査会議を開いたとする日付を確認した(添付2)。すると9月上旬で審査会議を開いたとする日は6日と14日だった。

9月8日主要6紙が「これから審査が本格化する」と報道したにもかかわらず、その後審査会議を一度も開かず、“9月14日の審査会議で起訴議決した”と発表したのである。

上記の情報は以下のように解釈できる。

9月8日に嘘の情報「これから審査が本格化する」を主要6紙に流したということは、9月8日時点で検審関係者が9月14日を議決日とする考えを持っていなかったということである。9月14日を議決日にしようと考えていたら、“これから審査が本格化する”と言うはずがないからである。検審関係者は10月末議決の予定で進めていたが、小沢議員が代表選に勝ちそうな状況が出てきたため、代表選前に起訴議決したことにするべく議決日を急遽早める方針に変更したと思われる。審査会議に実体がなく、架空だったからこそ、簡単に議決を一か月半も早められたと解釈できる。審査員が実在していたらこのような芸当はできない。

検審関係者は、議決日を1か月半も前倒した不自然さをごまかすため「9月に入ってからは、平日頻繁に集まり審査を行った」と朝日、読売新聞に説明し、両紙はそれを記事にした(添付3)。この報道通りならば、9月8日～14日の間に何度も審査会議を開いたことになるが、前述の通りこの期間の「審査員旅費」の支

払はゼロである。また最高裁は「審査会議は月に1～2回開かれる」と説明している。急に平日頻繁に集まることなどありえない。最高裁などの検審関係者が言っていることは矛盾だらけで支離滅裂である。

2. 検察官は議決前に説明に行っていない。審査会議が開かれていたら検察官説明なしの“起訴議決”はない。

検察審査会法 41 条では「**検察審査会は起訴議決するときは、あらかじめ、検察官に対し検察審査会議に出席し意見を述べる機会を与えなければならない**」とある。小沢検審の時期に配布された「検察審査会Q & A」には「**起訴議決をするときは、あらかじめ検察官の意見を聴かなければなりません**」との記述がある(添付4)。検察官の説明を受けてからでないと、検察審査会は“起訴議決”をすることはできないのである。

私達は東京地検から出張管理簿を取り寄せ、審査員の説明を担当したとされる斎藤隆博検察官の出張記録を確認したが、斎藤検察官が9月14日以前に検審のある東京地裁に行ったとする記録はなかった(出張管理簿例添付5、6)。

さらに、志岐は森裕子前議員のブレーンで検察庁にも出入りしていたX氏から次のような話を聞いた。「9月28日、私達(X氏の他に他の民間人もいた)は東京地検庁舎の1階で斎藤検察官に会った。その時斎藤検察官は『これから検審に小沢さんの不起訴理由の説明に行く』と向こうから話してきた。また、検審から帰ってきた斎藤検察官が周囲に『検察審査員からは何の質問もなかった』と不審そうに語った話も聞いた。9月28日といえば、起訴議決がなされた後だが、斎藤検察官はそれを知らされずに説明に行ったのではないか。だから私達にも躊躇なく話したと思う。彼は間違いなく起訴議決前に説明に行っていない。」

森議員(当時)が、志岐がX氏から聞いたのと同じ情報をもとに国会質問をしているので、X氏の情報は信ぴょう性が高いと判断できる。

本当に審査会議が開かれていて、斎藤検察官が9月14日までに説明に来られない状況になった場合、審査員たちは、代替りの検察官に説明してもらうか、議決日を延ばして斎藤検察官の説明を受けてから議決するかのどちらかを選ぶはずである。審査会議が本当に開かれていたら、検察官の説明なしに9月14日に起訴議決してしまうことはない。これを起訴議決したとするなら、その議決は“架空議決”しかない。

検審事務局は議決を早めたため、9月14日前に検察官を呼ぶことができなかった。そこで、アリバイ作りのため9月28日に斎藤検察官を呼び、準備したサクラの審査員に斎藤検察官の説明を聞かせたのではないかという推測が成り立つ。

X氏は以前志岐に「最高裁は、斎藤検察官が議決後に説明に行ったことがばれて、“議決前に検審にレポートを提出しておいて議決後に説明に行った”と国会議員に苦しい説明を شدした」と教えてくれた。

議決後に説明に行ったことがはっきりすると、「**検察審査会Q & A**」の「**起訴議決をするときは、あらかじめ検察官の意見を聴かなければなりません**」の文言が邪魔になる。そこで、最高裁はこっそりこれを「**起訴議決の前には、検察官に意見を述べる機会を与えなければなりません**」と書き換えた(添付7)。一見検察審査会法 41 条の条文(前出)に添って書き換えたようにみえるが、条文から「**検察審査会議に出席して**」のフレーズを省いている。これを省くことで、検察審査会に行って直接説明することなく「レポート提出」でも可と国民に思わせたのである。最高裁は姑息な手でごまかしている。

3. アリバイ作りのため多量のニセの審査員旅費請求書が作成された？

審査員には日当(1日 8,000 円程度)と交通費とが旅費として支払われる。

検察審査会関係の経理を担当する東京地裁経理課に旅費支払手続きのフローを確認したところ、以下のとおりである。

- ① 検審事務局が審査会議終了前に請求書(1)を作成する
- ② 審査会議終了時に審査員が請求書(1)に認印を押す
- ③ 検審事務局は捺印済みの請求書(1)を当日あるいは翌日に所轄の地裁に届ける
- ④ 地裁が請求書(1)に基づき債主内訳書(2)・支出負担行為即支出決定決議書(3)を作成する
- ⑤ (1)(2)(3)が地裁管理者に回され、(3)に承認印が押される
- ⑥ (2)(3)に基づき財務省が振り込みを行う。
- ⑦ (1)(2)(3)の原本は、会計検査院に送られる。地裁はこれらのコピーを保存する。

私達は、小沢事件を担当したとする東京第五検察審査会の旅費支払関係書類(歳出支出証拠書類という)を会計検査院と東京地裁に請求した。書類は、肝腎の審査員名や振込口座がマスキングされているから、振込先が審査員であったのかどうかを確認できない。

取り寄せた歳出支出証拠書類から、小沢検審の審査会議日～地裁発議日(支出負担行為即支出決定決議書を作成した日)～支払予定日を表にまとめたところ、添付2のようになった。

小沢事件を審査した東京第五検察審査会には以下の不可解な支払が見られる。

- ① 2月23日審査日分を25日後の3月19日に発議(支払確定)している
- ② 3月9日審査日分15人のうち1人(船・飛行機利用出席者・40950円を請求)だけを3月19日に発議している
- ③ 3月9日審査日分の残り14人と、3月16日、23日、30日の審査日分を一括して4月1日に発議している
- ④ 8月10日、24日、31日審査日分を一括して9月6日に発議している

3月19日には、9日審査日分の15人の請求書が揃っているのだから、審査員がいて会議に出席したとすれば、わざわざ1人だけ発議し14人を大幅に先に延ばすような支払い処理はしない。

東京以外のある検察審査会事務局長に問い合わせたところ、「審査会議が終わると、すぐに地裁に請求書を届ける。地裁も滞りなく発議するので、発議が審査会議日から2週間を超えることはない。同じ日の会議出席者に対し日を分けて払うこともない。もちろん数回分をまとめて発議したこともない。」と語った。

2014年9月1日、東京地裁森本益総務課長に文書で不可解な支払が起きた理由を質問したところ、10月9日森本氏は、「その支払遅れの理由は全て予算がショートしたからである。3月19日は1人の支払が多額だったのでその1人だけを発議した」と回答した。予算がショートしたことが事実であったとしても、何度も遅れ、小出しに支払うことは考えられない。また、8月の発議遅れも予算のショートでは説明できない。

東京地裁に再質問をしているが、「いつごろ返事できるかその予定がたたない」と言う返事しかない。

審査員が存在すれば当然ながら審査日ごとに遅滞なく支払われる。東京第五検審事務局は審査会議を開いていないにもかかわらず、開いたこととして請求書を後付けで作成したから、地裁の発議が何度も遅れたと考えられる。後付けで作成されたとしたら、その請求書は“ニセの請求書”ということになる。

4. 会計検査院までもが、小沢検審の“審査員実在確認”を外した

森裕子・前参院議員は、2012年7月30日の参院決算委員会で以下のように発言した。

「検察審査員に対して、どの方に、どの口座にいくら振り込まれたのかという書類があったり、あるいは当日検察審査員が書く請求書というものがございます(前述した歳出支出証拠書類のこと。いばらきオンブズマン幹事・石川は東京地裁から500枚近くの歳出支出証拠書類を取り寄せ森氏に提供した)。ほとんどがマスキングしてあって分からないのですけども、結局、本当にこの人たちがいたのか、11人の検察審査員がいたのかどうか、それさえもうそではないかという国民から大きな疑問が寄せられているわけです」(国会議事録より)

こうした手厳しい指摘を受け、会計検査院は検察審査会に対する検査実施を約束。そして1年2か月後の13年9月、同院は「裁判所における会計経理等について」と題する61頁の検査報告書をまとめた(会計検査院ホームページにも掲載されている)。

検査報告書の中の「会計検査院による審査員等の実在確認」の項に以下の記述がある(39ページ)。
【……すなわち、会計検査院は、当事者である検察審査会および裁判所を介在させずに調査をするため、11検察審査会の会議に、平成23年(2011年)5月～7月までに出頭したとして旅費等が支払われている189人に調査票を郵送した。この結果、146人から回答があり、検察審査会に出頭した実績があり、旅費等の振込みを受けている旨の回答がなされた。また11検察審査会全てについて、所属した検察審査会に出頭した実績がある旨の回答がなされている】

東京第五検察審査会が小沢事件を審査した期間は平成22年2月～10月であるのに、会計検査院は肝腎のこの期間を検査対象から外した。

会計検査院は検査の過程で東京第五検察審査会の審査員が実在しないことに気づき、確認作業から意図的に外したと思われる。会計検査院までもが“最高裁事務総局の架空議決”隠蔽に荷担しているのである。そうでないとしたら、不必要な疑いを招くことになり、まさに“李下の冠”である。今からでも確認すべきである。

5. 最高裁は“審査員実在”を示すものを何一つ示すことができない

私達は、検審事務局、最高裁事務総局、東京地裁、会計検査院などに対し 50 回以上の情報開示請求を行った。

しかし、当局は開示を拒否したり、開示した書類も重要な箇所をことごとくマスキングした上で開示した。たとえば、本来開示しても問題を生じない審査会議開催日や、審査会議で使用した会議室名などまで開示を拒否した。最高裁は議決した審査員の平均年齢を開示したにもかかわらず、その審査員一人一人の“生年月日”の開示を、個人情報だと言い張り拒否した。しからば審査員の“生年月”を開示してほしいと迫ったが、これも個人情報だと強弁し拒否した。

マスキングだらけの開示文書例を巻末に掲載する(添付10、11、12)。

審査員や審査会議の情報を一切開示しないのは、審査員がおらず、審査会議を開いていないのだから無理からぬことである。開示ができないのである。

また、私達は、東京第五検審事務局が開示した書類に明らかな偽造の事実を見つけ、その事例を週刊ポスト 2013 年 4 月 5 日号に発表した(添付13、14)。東京地裁が偽造請求書を作成した事例は、IV2. 項でも報告する。

6. 最高裁事務総局は検察審査会を新設し、そこに審査員を配置しない手を取った？

審査員が実在しては“架空議決”ができない。検察審査員の任期は6か月だが、3か月ごとに半数が入れ替わることになっていて、審査員ゼロの状態を作るのは難しい。ところが、最高裁はうまい手を考えた。新しい検察審査会を作り開設から審査員を配置しない手である。

2008年1月22日、日経新聞が「最高裁事務総局は、東京第一と第二の2か所だった東京地裁管内の検察審査会に、2009年5月から、東京第三、第四、第五、第六の4か所の検察審査会を新設し計6か所とする計画を発表した」と報道している(添付15)。

【 検察審査会 50 か所廃止、大都市部は 14 か所増設

最高裁は、21日、全国に201か所ある検察審査会のうち地方50か所を廃止し、9都市の大規模地裁管内で計14か所を増設する再編案を発表した。……再編後は165か所に減少。今後、各地裁が自治体や弁護士会に説明後、改正検察審査法の施行(2009年5月まで)に合わせ実施される見通し。再編案では、東京地裁本庁管内の審査会を2か所から6か所へ増やす。……】

新設した東京第五検察審査会を、審査業務開始から小沢事件の審査が終了するまでの2010年10月まで審査員を配置しないままにして置く、これが“架空議決”のカラクリである。

日経新聞社の前記報道は2008年1月だが、最高裁事務総局がこの手を思いついたのは遡った2007年中頃の第一次安倍政権時代だったと推測する。最高裁事務総局は早い時期から改正検察審査会制度(2度の「起訴相当」議決で強制起訴できる)を悪用して“小沢抹殺”する手を考えていたのである。旧安倍政権が関与していたかは知る由もない。

7. 最高裁が、審査員候補者名簿にない人を審査員にできる「くじ引きソフト」を作成

検察審査員・補充員は次のようにして選ばれる。

- ①毎年11月、各市町村選挙管理委員会は、予め割り当てられた数の「翌年の審査員候補者」を選挙人名簿から選出し検審事務局に提出する
- ②検審事務局は、各選挙管理委員会から提出された審査員候補者をまとめ400人の候補者名簿を作成する

③年に4回、検審事務局は候補者名簿の100人から“くじ引き”で所定数の審査員と審査補充員を選ぶ

事務総局はこの“くじ引き”にガラガラポン抽選器を使わせていたが、2009年5月以降の審査員選定から、「検察審査員候補者名簿管理システム」と名付けられた“くじ引きソフト”を使うことに変えた。

森前議員からソフト解析の依頼を受けたソフト専門家(前記2. 記載のX氏)が、このソフトを分析した。ソフトを解析したX氏から、以下のイカサマができる機能がソフトに組み込まれていたことを教えてもらった(添付16)。

- ① 候補者名簿にない人を候補者として手入力で追加登録できる機能がある
X氏は、「最高裁は間違っただけ裏マニュアルを提出してきたが(表マニュアルもある)、その裏マニュアルには手入力の方法等が記載されていた。私は、最高裁から借り受けたソフトを使って、候補者を手入力で追加できることを確認した」と語った。
- ② 候補者名簿の欠格事由欄にレ点を入れることで恣意的に候補者を何人でも削除できる
- ③ クジ引き後はくじ引き前のデータが残らない(証拠が残らない)

“架空議決”をごまかすためには審査員旅費支払いの実績を残さなければならない。そのため“画面上の審査員”を決めておく必要がある。最高裁事務総局は早くから上記のソフトを準備し、“都合の良い人”を“画面上の審査員”に仕立てていたのである。

検審事務局は議決発表の際、議決に加わったとする審査員の平均年齢を発表した。異常に若い平均年齢の呈示があり、その後3度もその年齢を訂正し、最終的に第1段階審査の審査員平均年齢と第2段階審査のそれがまったく同じ34.55歳になったと発表した。ちなみにくじ引きで2回とも34.55歳になる確率は100万分の1であり、現実には起こりえない。起こりえないことが起きたということは、ソフトの前記したイカサマ機能が使われたことを示唆している。

IV 東京第四検審の鳩山元首相母親偽装献金事件審査も疑惑満載

1. 東京第四検審の鳩山元首相母親偽装献金事件審査も“架空”ではないか？

鳩山元首相は、母親からの多額献金を有権者からのものと偽装したことで市民から告発された。検察は、「私は秘書が偽装したことを知らなかった」とする鳩山氏の上申書をもって捜査もせず不起訴にした。これを不服とした市民が小沢事件とほぼ同じ時期に、検察審査会に申し立てた。この事件は東京第四検審に割り振られ、4月26日「不起訴相当」議決が発表された。明らかな政治資金規正法違反なのに、検察も、検察審査会も不起訴としたのである。ちなみに、この議決発表日は、東京第五検審が小沢事件第1段階審査で「起訴相当」議決を発表する日の前日であった(添付17参照)。

鳩山事件と小沢事件は、発表された審査の進行状況が似通っていること、両事件とも新設された検察審査会で審査されていること、常識的判断とは真逆の議決結果になったことなど、不可解なことが共通して起こっている。鳩山事件審査も小沢事件審査同様、“架空”の可能性が高い。

2. ニセの審査員旅費請求書の存在

鳩山検審の審査員旅費支払関係資料を入手し、審査会議日～地裁発議日(支出負担行為即支出決定決議書を作成した日)～支払予定日をまとめたところ、添付18のようになった。

不可解な支払が見られた。“ニセの請求書”が作成されていたので報告する。

鳩山検審には、高額支払者2人、船利用の検察審査員111333と新幹線利用の補充員103829の請求書が多数存在した(111333、103829等の数字は、検審事務局が予め個別の検察審査員、補充員に割り振った管理番号である)。

この103829の請求書6枚のうち、4月21日付、26日付の2枚に不可解な訂正があった(添付19)。

この内容を以下に説明する。

【地裁出納課が請求者を検察審査員111333のものとして判断し111333と印字したが、その後、111333→103829、検察審査員→補充員(捨印の下に削5字、加3字)と訂正している。2枚とも日付が4月21日、26

日と異なるだけで、それ以外の記載内容も訂正内容も全く同じである。21日と26日、出納課は同じ判断と訂正をしたということになる。債主内訳書を見ると、その金額は103829の口座に振り込まれている。また、両日とも、別に111333の請求書が存在するのである(添付20)】

もし、審査会議が開かれ、その会議に補充員103829が出席していたとすれば、103829本人は請求者欄の自分の名前を確認し認印を押すから、請求欄には103829の名前が印字されていたはずである。出納課がこれを111333のものと印字する可能性はない。ところが、出納課は4月21日も26日も最初は111333と印字してしまっている。そしてその後103829と訂正している。補充員103829は審査会議に出席していなかったと思われる。

私達は10月26日東京地方裁判所所長宛に文書で「地裁出納課が、何を見てその請求書が111333のものと判断したのか、その後何故その請求書が111333でなく103829のものであることに気づいたのか、また検審事務局が印字した検察審査員を何故補充員と訂正したのか」と質問した。東京地裁総務課長は、1か月半経った今も、「いつ回答できるかわからない」と繰り返すのみである。出納課の作業プロセスを説明できないのである。

この件を以下のように考えると辻褄が合う。

【検審事務局職員が、アリバイ作りのため103829の請求書を作る際、請求書欄に間違っ て111333の名前を印字してしまった。地裁出納課は、111333の名前があるので111333と印字したが、その後、111333の請求書(54、26日の場合75)がもう一枚出てきた。同じ日の111333の請求書が2枚になってしまったのである。そこで1枚(51、26日の場合71)の請求書の右脇の数字を44333→103829と訂正した。】

検審事務局が、請求者欄に103829の名前を印字すべきなのに間違っ て111333と名前を印字した“ニセの請求書”を作成し、地裁出納課はその請求書を103829とみなし、お金を103829の口座に振り込んだということである。103829が審査会議に出席していたら、名前を印字し間違えた請求書が地裁まで回ってくることはない。検審事務局は致命的なミスをし、地裁はそれをカバーできなかったということである。

V 添付資料

- 添付1 : 2010年9月8日主要6紙 一斉報道
- 添付2 : 小沢事件を審査した東京第五検審「審査会議日～発議日～支払予定日」
- 添付3 : 読売新聞と朝日新聞の議決発表報道
- 添付4 : 「検察審査会 Q&A」旧版
- 添付5 : 出張管理簿1
- 添付6 : 出張管理簿2
- 添付7 : 「検察審査会 Q&A」新版
- 添付10: 検察審査員及び補充員選定録
- 添付11: 検察審査員候補者名簿
- 添付12: 審査事件票
- 添付13: 週刊ポスト2013年4月5日号「小沢一郎を刑事被告人にした検察審査会重大疑惑」
- 添付14: 2種類の検察審査員候補者名簿
- 添付15: 2008年1月22日 日経新聞「検察審査会50カ所廃止 大都市部は14カ所増設」
- 添付16: 審査員ソフト画面
- 添付17: 小沢一郎議員をめぐる事件の年表
- 添付18: 鳩山事件を審査した東京第四検審「審査会議日～発議日～支払予定日」
- 添付19: 請求書51と71
- 添付20: 請求書54と75